

大 阪 市 福 祉 局  
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター

令和8年度 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター  
特別職非常勤嘱託職員(視能訓練士・言語聴覚士・聴能訓練士)募集要項

**1. 募集人数**

- (1)視能訓練士 1名
- (2)言語聴覚士 1名
- (3)聴能訓練士 2名

**2. 任用期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

**3. 業務内容**

(1)視能訓練士

心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、障がいのある人の視覚障がいの等級判定にかかる検査作業(視力検査、屈折検査、ゴールドマン視野計による視野検査等)を行う。

(2)言語聴覚士

心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、障がいのある人の言語機能障がいの等級判定や補装具の認定にかかる検査作業(SLTA(失語症検査)・構音検査)を行う。

(3)聴能訓練士

心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、障がいのある人の聴覚障がいの等級判定や補装具の認定にかかる検査作業(聴力検査・語音明瞭度検査)を行う。

**4. 応募資格**

次の(1)及び(2)の受験資格に該当する者がこの試験を受けることができます。

(1) 視能訓練士・言語聴覚士免許のいずれかを有する方

(2) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

(参考)【地方公務員法第16条(抜粋)】

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けことがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

## 5. 勤務条件等

### (1) 勤務場所

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内診療所

住所: 大阪市平野区喜連西 6-2-55

### (2) 勤務日等

・視能訓練士 金曜日午後(月2~3回程度)

・言語聴覚士 毎週金曜日午前

・聴能訓練士 毎週月曜日午後、または毎週金曜日午後

### (3) 勤務時間 概ね2時間

### (4) 報酬額 1時間 5,080 円

(交通費支給あり、社会保険なし、その他手当の支給なし)

## 6. 選考方法

面接試験

## 7. 面接試験日(予定)時及び選考会場

【日程】 令和8年1月下旬

【場所】 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 会議室

※面接日時等は、申込者と別途調整します。

令和8年1月 19 日(月)までに連絡がない場合は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内診療所(電話: (06) 6797-6567)あてにご連絡ください。

## 8. 申込方法等

・次の書類等を、角形2号封筒(封筒の表に「特別職非常勤嘱託職員申込書等在中」と朱書きのこと)に入れ、簡易書留等の配達の確認が可能な方法により送付してください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

・料金不足の場合は受け付けません。

・書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※なお、持参による申込受付も行います。

### (1) 申込書類

・大阪市特別職非常勤嘱託職員採用申込書(ダウンロードできます。) 1通

※必要事項を記入し、写真(過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真)を必ず添付してください。

※印字する時は、A4サイズで両面印刷をお願いします。

※自筆または、パソコンでの作成可

・申し立て書 1通

・応募資格が確認できる免許証(写) 1通

※(1)は視能訓練士免許、(2)(3)は言語聴覚士免許が必要です。

### (2) 受付期間

令和7年 12月9日(火)から令和8年 1月9日(金)まで【締切日必着】

※持参の場合は、平日の午前9時~午後5時

### (3) 提出先

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内診療所(2階)  
住所:郵便番号 547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55  
(最寄り駅) Osaka Metro 谷町線「喜連瓜破」駅  
①番出口を出て西へ約 200m

## 9. 試験結果の発表

- ・試験結果は令和8年1月末頃、合否に関わらず受験者本人あてに文書で通知します。
  - なお、電話でのお問い合わせにはお答えできません。
  - ・合格後に受験資格がないこと、また申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- ※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

## 10. その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

## 11. 問合せ先

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内診療所(2階)  
住所:〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55 電話:(06) 6797-6567

### ○応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

#### (倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守とともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### (職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

#### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと